

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求める。

令和5年11月21日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 管理する公の施設    | 鹿沼体育施設グループ（御殿山公園、台の原公園、千手山公園（市民プール）及び鹿沼市体育館）       |
| 2 | 指 定 の 期 間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで                             |
| 3 | 指 定 の 相 手 方 | 鹿沼市今宮町1688番地1<br>公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団<br>理事長 中 村 仁 |